提出先	岡山市

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 4 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書)

1 基本情報 < 共通 >

フリガナ	イリョウホウミ	ジン タクフウカィ	′											
法人名	医療法人 た	医療法人 たくふう会												
法人所在地	•	〒 703-8252 岡山市中区中島70-1												
フリガナ	ヒロナオ メク	ブミ												
書類作成担当者	廣直 恵	廣直 恵												
連絡先	電話番号	086-275-7280	FAX番号	086-275-7288	E−mail	info@takufukai-group.or.jp								

【本計画書で提出する加算】	※加質名をチェックすること
	一 小川 弁 口 と ノエノノリ ひにしゅ

☑ 福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

√ 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画についてく共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

- ※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「O」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。
 - I 福祉·介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること
 - Ⅱ 福祉・介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

(1)福祉・介護職員処遇改善加算の	み計画	画する場	合									
1	算定する処遇改善加算の区分		· 別紙楊	鎌式2−2	のトセル								
2	処遇改善加算の算定対象月	7	N 力リ市以作3	кц2—2	.w_a,	,							
3	令和 4 年度処遇改善加算の	見込額	Į.							3,978,2	52	円	
4	賃金改善の見込額(i-ii)			(右	欄の額は	3欄の	(額を上回	ること)				円	<
	i)処遇改善加算の算定により賃金改善を	うったり	場合の福祉	Ł·介護職員	の賃金の	の総額	(見込額	.)				円	
	ii)前年度の福祉・介護職員の賃金の総額 自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)			を取得しま	を施される	賃金	改善額及	び独				円	
	「(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の網	総額										円	
	(イ)前年度の処遇改善加算の総額											円	
	(ウ)前年度の <u>特定加算のうち福祉・介護</u> (前年度に特定加算を算定していた:					円							
	(エ)前年度の各障害福祉サービス事業	者等の	独自の賃金	金改善額								円	
(5)	賃金改善実施期間	f	令和	年	月	~	令和		年	月			

【記入上の注意】

- ・処遇改善加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)ロ、5の記載は不要である。
- ・(1)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」及び ii)(ア)の「前年度の福祉・介護職員の賃金の総額」には、福祉・介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができ
- (1)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善臨時特例交付金及び令和4年度新加算(仮称)を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(令和4年度新加算を取得する意向のある事業所は、(1)④ i)の額には、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの期間に同加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。その際、当該改善見込額は、1月あたりの交付金の平均見込額に、同加算を取得する月数を乗じることによって算出すること。)
- ※1月あたりの交付金の平均見込額は、(参考)交付金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、交付金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、交付金を取得せず、令和4年度新加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に交付金を取得する場合の1月あたりの交付金の平均見込額を算出すること。
- ・(1)④ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ・(1)④ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出の前年度における独自の賃金改善分(初めて 処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善について は、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

要 件 I

(2)福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

	27届在 外投物实产是或自加升(N产加升6)/12(H自)69/17													
1)	算定する処遇改善加算の区分	—× 5	紙様:	ナク-	- 2M	レむし	1							
2 !	処遇改善加算の算定対象月	- X /	小八 作米 -	L(, Z	207	_ <i>6</i> 3 %	,							
3:	令和 4 年度処遇改善加算の身		3,978,252	円	I									
4) 1	賃金改善の見込額(i-ii)			(右欄の	額は	3欄の	額を上回	ること)			4,128,252	円	}
	i)処遇改善加算の算定により賃金改善を行 (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の					額)					70,016,801	円	l	
	ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を 徐く)【 基準額1】 (ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	を取得し実施	施される	賃金	改善額	及び	独自の	賃金改	善額を			65,888,549	円	l
	「(ア)前年度の <u>経験・技能のある障害福祉</u>	人材(A)と	也の障害	福祉	人材(I	<u>3)</u> の賃	金の	総額				71,032,769	F	J
	(イ)前年度の処遇改善加算の総額											4,116,970	円	l
	(ウ)前年度の特定加算の総額 <u>(その他の</u>				1,027,250	円	l							
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額														l
⑤ 2	賃金改善実施期間	令和	4	年	6	月	~	令和	5	年	5	月		

件 I

【記入上の注意】

- ・(2)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ ii)(ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、<u>処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無い</u>が、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- (2/4) I) の 処遇の書加昇の昇定により真金の書を行つた場合の真金の総額(見込額) 及び(4) II (ア)の 則年度の経験・技能のめる障害偏低人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ことができる。
 ・(2)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善臨時特例交付金及び令和4年度新加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(令和4年度新加算を取得する意向のある事業所は、(1)④ i)の額には、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの期間に同加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。その際、当該改善見込額は、1月あたりの交付金の平均見込額に、同加算を取得する月数を乗じることによって算出すること。
- ※1月あたりの交付金の平均見込額は、(参考)交付金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、交付金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、交付金を取得せず、令和4年度新加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に交付金を取得する場合の1月あたりの交付金の平均見込額を算出すること。
- ・(2)④ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと
- 額を除くこと。
 ・(2)④ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3)福祉·介護職員等特定処遇改善加算 ① 算定する特定加算の区分 ※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり ② 処遇改善加算の取得状況 ③ 特定加算の算定対象月 円 4) 令和 年度特定加算の見込額(g) 1,024,968

円 ⑤ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は④欄の額を上回ること) 1.124.968 32.509.265 円 i)特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を 円 31.384.297 除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ) (ア)前年度の賃金の総額 36,528,517 円 (イ)前年度の処遇改善加算の総額 4.116.970 四 1.027.250 円 (ウ)前年度の特定加算の総額 (エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額 0 円

6	平均賃金改善額			経験・技能のある 障害福祉人材(A		他の障害福祉人材	(B)	その他の職種(C	;)
	i)前年度の賃金の総額(処遇改 賃金改善額及び独自の賃金改善			14,115,687	円	17,268,610	円		円
	ii)前年度の常勤換算職員数(i)			53.0	人	66.0	人		人
	iii)前年度の一月当たりの常勤換	算職員数(j)		4.4	人	5.5	人		人
	iv)前年度のグループ毎の平均賃	金額(月額)【基準額3】(h)/(i)		266,334	円	261,646	円		円
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	○(A)のみ実施		19,369	円	/			
	v)グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	(1,025,007 円)	(1,025,007 円)				
	※予定している配分方法について選	● (A)及び(B)を実施		10,576	円	7,050	円		
	択すること。(<u>いずれか1つ</u>)	(1,024,982 円)	(559,682 円)	(465,300 円)		
	※当該年度の特定加算の見込額と前 年度の一月当たりの常勤換算方法に	(A)(B)(C)全て実施		10,576	円	7,050	円	3,525	円
	より算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグ	(1,024,982 円)	(559,682 円)	(465,300 円)	(0 円)
	ループ毎に配分可能な加算総額(年 額))	○ 上記以外の方法で実施			円		円		円
	ur.//	(0円)	(0 円)	(0 円)	(0 円)
	月額平均8万円の賃金改善となる	者又は改善後の賃金が年額4	40.	万円となる者	(人(見込)			
	(「月額平均8万円の賃金改善又に	は改善後の賃金が年額440万円以	上と	∵なる者」を設定で	きな	い場合その理由)			
	✓ 小規模事業所等で加算額全体	本が少額であるため。							
	職員全体の賃金水準が低く、	直ちに月額平均8万円等まで賃金	<u>き</u>	引き上げることが	困難	であるため。			
		を行うに当たり、これまで以上に を備や研修・実務経験の蓄積など!					能力	つや処遇を明確化す	
	□ その他()

【記入上の注意】

⑦ 賃金改善実施期間(k)

(2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主 負担の増加分を含めることができる。

6

月

5 年

令和

5

月(

か月

12

4 年

令和

(2)⑤ і)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善臨時特例交付金及び令和4年 度新加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(令和4年度新加算を取得する意向のある事業所は、(2)⑥i)の額には、 令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの期間に同加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を ・記載すること。 その際、当該改善見込額は、1月あたりの補助金の平均見込額に、同加算を取得する月数を乗じることによって算出すること。) ※1月あたりの交付金の平均見込額は、(参考)交付金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、交付金の交付対象期間の月数で除 した額とする。なお、交付金を取得せず、令和4年度新加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に交付金を取得する場合の1月あたりの交 付金の平均見込額を算出すること。

- ・(2)⑤ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される 「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑤ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇 改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、 「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ·(2)⑥ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合に ついては、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440 万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑥※)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方 法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

0

(4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護	隻職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ☑ 変更なし													
賃金改善を行 う給与の種類	☑ 基本給 □ 手当(新設) ☑ 手当(既存の増額) ☑ 賞与 □ その他													
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)													
	就業規則の見直し 賃金規程の見直し ② その他 (現在の賃金規程で対応可能である。)													
	(賃金改善に関する規定内容)													
具体的な取組 内容	・月給者に対して月額10,000円を処遇改善手当として支給する。 ・時給者に対して1時間当たり70~100円の昇給分を処遇改善手当として支給する。(平成30年6月~) ・また、月給者に対して平成21年より毎年、基本給その他で昇給を行っている。(一人当たり1,000円以上3,000円以内。) ・時給者に対して基本給で昇給を行っている。(一人当たり5円以上10円以内/1時間当たり)本年6月にも昇給を行う予定である。 ・月給者に対して基本給で昇給を行っている。(一人当たり5円以上10円以内/1時間当たり)本年6月にも昇給を行う予定である。 ・月給者に対して基本給で昇給を行っている。(一人当たり5円以上10円以内/1時間当たり)本年6月にも昇給を行う予定である。 ・月総者には今和元年12月支給分より処遇改善手当を基本給に対でて了段前(0,000円円)を上げる。 ・調整手当は諸条件を勘案して調整の必要のある時は、各人ごとに決定し1,000円~3,000円程度支給する場合がある。 ・月給者に対して8,000円~13,000円(一定の資格の有無により金額を決定する)×査定期間内の在籍月数分を処遇改善手当として、通常の夏・冬賞与に合わせて支給する。 ・4全体で、月給者一人当とりの平均賃金を処遇改善を付金による賃金改善前と比較し、月額改改善を見込む。 ・明末手当で支給する場合がある。また、社内研修等に参加した者に対し、3,000円程度を期末手当に上乗せする場合がある。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。													
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。													
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 21 年 月 (ア 実施済 ア 予定)													
	(上記取組の開始時期) 平成 21 年 月 (<u>√</u> 実施済 _] 予定)													
口福祉・介護	職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(v) ✓ 変更なし													
経験・技能の ある障害福祉 人材の考え方	・「経験・技能のある障害福祉人材」については、当法人で10年以上の勤務期間(グループ関連法人での勤務期間も含む)があり、かつ介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有する正職員とする。 ・「その他の障害福祉人材」については、当法人での勤務期間(グループ関連法人での勤務期間も含む、以下同じ)が10年未満で介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有する正職員、当法人で10年以上の勤務期間があり介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有する定職員、当法人で10年以上の勤務期間があり介護福祉士、社会福祉士、社会福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有する常勤が一ト職員とする。 なお、年収440万円以上の介護職員については支給しない場合がある。 ・「その他の職種」の基準について「経験・技能のある障害福祉人材」「その他の障害福祉人材」「に該当しない看護師、生活相談員、事務員、栄養士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士等の正職員とする。 ・なお、年収440万円以上のその他職種の職員については特定処遇改善手当の支給対象とはならない。													
賃金改善を行	✓ (A)経験・技能のある障害福祉人材 (C)その他の職種													
う職員の範囲	((A)にチェック(✔)がない場合その理由)													
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 貫与 □ その他													
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)													
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 (現在の賃金規程で対応可能である。)													
	(賃金改善に関する規定内容)													
具体的な取組 内容	・「経験・技能のある障害福祉人材」に対して月額15,000円以上を特定処遇改善手当として支給する。 ・「他の障害福祉人材」に対して月額9,000円~月額11,000円(資格の有無により金額を決定する)を特定処遇改善手当として支給する。 ・障害福祉人材に対して期末手当で支給する場合がある。 ・「その他の職種」について期末手当で10,000~54,000円を支給する場合がある。 ・なお、全体で、常勤職員一人当たりの平均賃金を特定処遇改善加算による賃金改善前と比較し、月額約8,000円の処遇改善を見込む。													
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。													
	資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。													
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。													
	【(上記取組の開始時期)													
ハ 各障害福	「社サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く独自の賃金改善「(1)④ ii)(エ)」、「(2)④ ii)(エ)」又は「(3)⑤ ii)(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載													
猫白の賃令事業														
独自の賃金改善 の具体的な取組 内容														
独自の賃金改善 額の算定根拠														

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャ	リア	アパス要件 I 次のイからハま	での	す	べての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」✓ 該当									
	イ	福祉・介護職員の任用における	る職	位、	職責又は職務内容等の要件	を定めている。									
	П	イに掲げる職位、職責又は職務		容等		いる。									
	/\	イ、口について、就業規則等の	明研	雀な	根拠規定を書面で整備し、全	ての福祉・介護職員に周知している。									
キャ	リフ	アパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の	の基	準	を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ✓ 該当 🔲 非該当									
	ノ	福祉・介護職員の職務内容等 計画を策定し、研修の実施又し				としながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な									
						って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するととも 価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること									
		イの実現のための具体的な 取組内容 (該当する項目にチェック(✔)	✓	1		<u>研修計画に沿って研修を実施し、年2回管理者による評価を行う。</u>									
		した上で、具体的な内容を記			資格取得のための支援の実	施 ※当該取組の内容について下記に記載すること									
		載)		2											
Ī			職員	引に	 周知している。										
++	,IJ.,	アパス要件皿 次のイとロ両	_		. =	加算Ⅰの場合は必ず「該当」 ✓ 該当 用該当									
	イ	福祉・介護職員について、経験 みを設けている。	き若し			組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組									
			~	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」など	ごに応じて昇給する仕組みを指す。									
		具体的な仕組みの内容(該当 するもの全てにチェック(✔) すること。)		2		修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護 についても昇給が図られる仕組みであることを要する。									
				3	一定の基準に基づき定期に昇給 ※「実技試験」や「人事評価」など 準や昇給条件が明文化されてい	での結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基									
		イについて、全ての福祉・介護	職員	訓に	 周知している。										

※要件Ⅲを満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前午度に提出	た計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック	(4)	変 面 たし
ス・川 牛 浸した 山	./「all回音の記動内谷から多せかない場合は! 多せなし IIcアエゾク		プサル し

【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で<u>必ず1つ以上</u>にチェック(**ノ**)すること。ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。

【特定加算】

【日本の日本の場合を表します。 田出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上や キャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やり がい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特 定加算とで、別の取組を行うことは要しない。 ※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が

※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

分類	内容											
	✓ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化											
入職促進に向	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築											
けた取組	──他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築											
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施											
資質の向上や	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者 「一」に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講 支援等											
キャリアアップ	□ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動											
に向けた支援	✓ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入											
	□ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保											
	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備											
両立支援・多 様な働き方の	□ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備											
権進	有給休暇が取得しやすい環境の整備											
12/2	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実											
	□ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮											
·····································	福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施											
腰痛を含む心 身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施											
为砂匠冰日生	■ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施											
	□ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備											
	✓ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減											
生産性向上の ための業務改	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の 提供)等による役割分担の明確化											
善の取組	□ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備											
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減											
かいがい 母七	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容 の改善											
やりがい・働き がいの構成	□ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施											
	□ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供											
	✓ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供											
	にり期間中の実施が困難な場合 に取組実績がある項目にチェック(・)すること。 理由:											
	要件について<特定加算> 『件の変更に伴う情報公表システムの改修を予定していることから、令和3年度及び4年度は算定要件としない。											
	※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) □ 変更なし											
実施している	割知方法について、チェック(✔)すること。											
ホームページ	□ 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 □ 掲載予定											
への掲載	✓ 自社のホームページに掲載 ✓ □ 掲載予定											
その他の方法	■ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / ■ 掲載予定											
による掲示等	☐ その他(○ / □予定											

6 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
✓ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証等
☑ キャリアパス要件 II の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
▽ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

[※] 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和4年4月14日法人名医療法人 たくふう会
代表者 職名 理事長氏名菅原 茂昭

[※] 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護 給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

別紙様式2-2 福祉·介護職員処遇改善計画書(施設·事業所別個表)

法人名 医療法人 たくふう会

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 3,978,252

	事業所の所在地								± **	T O T + 11					(1)福祉・介護職員処遇改善加算												
									争業	所の所仕地					1)	ı	2								3		
	障害福祉サービス等 事業所番号		等	指定権	定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](a)	別	算定する 福祉・介 護職員改善 第の区分	加算率(b)				算定	対象月	(c)			福祉·介護職員処遇改善加算の見込額(a×b×c)[円]					
1	3 3	1	0 1	1 0	1 5	0 0	0 岡山市		岡山県	岡山市	ヘルパーステーションやすらぎ	居宅介護	1,075,445	継続	加算Ⅰ	27.4%	令和	4 年	4	月~令和	5 4	F 3	月(12 ヶ月)	3,536,052		
2	3 3	1	0 1	1 0	1 5	0 0	0 岡山市		岡山県	岡山市	ヘルパーステーションやすらぎ	重度訪問介護	184,254	継続	加算Ⅰ	20.0%	令和	4 年	4	月~令和	5 4	F 3	月 (12 ヶ月)	442,200		
3																	令和	年		月~令和	套	F	月 (ヶ月)			
4						Ш											令和	年		月~令和	4	F	月(ヶ月)			
5						Ш											令和	年		月~令和	白	F	月 (ヶ月)			
6						Ш											令和	年		月~令和	4	F	月(ヶ月)			
7						Ш											令和	年		月~令和	白	F	月 (ヶ月)			
8						Ш											令和	年		月~令和	4	F	月 (ヶ月)			
9						\coprod											令和	年		月~令和	年	F	月(ヶ月)			
10						\coprod											令和	年		月~令和	角	F	月 (ヶ月)			
11			-			Н											令和	年		月~令和	白	F	月(ヶ月)			
12						$^{\parallel}$											令和	年		月~令和			月 (
13						Н											令和	年		月~令和			月 (ヶ月)			
14						$^{+}$											令和	年		月~令和			月 (
15		Н				\sqcup											令和	年		月~令和			月 (
16			+	+		+											令和	年		月~令和			月 (-		
17			\perp	+		+											令和	年		月~令和			月 (-		
18			\perp	+		+											令和	年		月~令和			月 (-		
19			-			+											令和	年		月~令和			月 (
20																	令和	年		月~令和	年	F	月 (ヶ月)			

別紙様式2-3 福祉·介護職員等特定処遇改善計画書(施設·事業所別個表)

法人名 医療法人 たくふう会

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 1,024,968

						-t- 111		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 終いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](a)	(2)福祉·介護職員等特定処遇改善加算												
		障害福祉サービス等 事業所番号			指定権者名	事業所	fの所在地				新規・ 継続 の別	(1)			(3)							4)	
	障					都道府県	市区町村					算定する福 祉・介護職員 等特定処遇 改善加算の 区分	加算率(d)	配置等要件		算定対象月(e)							福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額 (a×d×e) [円]
1	3 3	1 0	1 0	1 5 0	0 岡山市	岡山県	岡山市	ヘルパーステーションやすらぎ	居宅介護	1,075,445	継続	特定加算I	7.0%	特定事業所加算	令和	4 年	4	月~令和	5 年	3	月 (12 ヶ月)	903,372
2	3 3	1 0	1 0	1 5 0	0 岡山市	岡山県	岡山市	ヘルパーステーションやすらぎ	重度訪問介護	184,254	継続	特定加算Ⅱ	5.5%	-	令和	4 年	4	月~令和	5 年	3	月(12 ヶ月)	121,596
3														-	令和	年		月~令和	年		月 (ヶ月)	
4														-	令和	年		月~令和	年		月(ヶ月)	
5														-	令和	年		月~令和	年		月 (ヶ月)	
6	Ш													=	令和	年		月~令和	年		月 (ヶ月)	
7	Ш													=	令和	年		月~令和	年		月(ヶ月)	
8	Ш													-	令和	年		月~令和	年		月 (ヶ月)	
9	Ш													-	令和	年		月~令和	年		月(ヶ月)	
10	Ш													-	令和	年		月~令和	年		月 (ヶ月)	
11	Ш													_	令和	年		月~令和	年		月(ヶ月)	
12	Ш			$\perp \! \! \perp \! \! \perp$										-	令和	年		月~令和	年		月 (ヶ月)	
13	Ш			$\perp \! \! \perp \! \! \perp$										-	令和	年		月~令和	年		月 (ヶ月)	
14	Ш													-	令和	年		月~令和	年		月(ヶ月)	
15	Ш			$\perp \! \! \perp \! \! \perp$										-	令和	年		月~令和	年		月 (ヶ月)	
16	\coprod			$\perp \downarrow \downarrow$										-	令和	年		月~令和	年		月(ヶ月)	
17	$\perp \mid$													-	令和	年		月~令和	年		月 (ヶ月)	
18	\coprod			$\perp \downarrow \downarrow$										=	令和	年		月~令和	年		月(ヶ月)	
19	\sqcup	$\perp \mid$		+++										=	令和	年		月~令和	年		月 (ヶ月)	
20														-	令和	年		月~令和	年		月 (ケ月)	